

再処理事業変更許可申請の概要

1. 申請の目的

六ヶ所再処理工場から発生する低レベル固体廃棄物の保管廃棄能力の向上を行うため、再処理事業の変更許可申請を行う。

2. 変更内容（参考資料参照）

六ヶ所再処理工場から発生する低レベル固体廃棄物の保管廃棄能力向上のため、最大保管廃棄能力 約 70,000 本（200 リットルドラム缶換算）の第3低レベル廃棄物貯蔵建屋を新たに設置する。

本建屋の主要構造、耐震クラス、貯蔵対象廃棄物、貯蔵方式等は、既設の第2低レベル廃棄物貯蔵建屋と同様である。

	(今回申請)	(参考)
	第3低レベル廃棄物貯蔵建屋	第2低レベル廃棄物貯蔵建屋
最大保管廃棄能力	約 70,000 本	約 50,000 本
主要構造	鉄筋コンクリート造	鉄筋コンクリート造
階数	地上2階、地下4階	地上2階、地下3階
寸法 (南北×東西×地上高さ)	約 72m×約 65m×約 14m	約 70m×約 65m×約 13m
耐震クラス	B	B
貯蔵対象廃棄物	雑固体廃棄物、低レベル濃縮廃液の乾燥処理物等	雑固体廃棄物、低レベル濃縮廃液の乾燥処理物等
貯蔵方式 (運搬・貯蔵)	(地上1階) 有人フォークリフト (地下階) 自動フォークリフト	(地上1階) 有人フォークリフト (地下階) 自動フォークリフト
廃棄物積み付け段数	3段積み	3段積み

3. 工事計画および工事費

着 工 平成 26 年 10 月
しゅん工 平成 31 年 7 月
工 事 費 約 300 億円

4. 安全対策

「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」等の関係法令の要求を満足し、かつ「再処理施設安全審査指針」に適合するよう各種の安全対策（放射線しゃへい、耐震等）を講じる。

5. 平常時における一般公衆の線量評価

平常時における再処理工場から環境への放射性物質の放出に伴う一般公衆の線量は、今回の変更においては放射性物質の推定年間放出量に変更がないため線量評価値（約 0.022mSv/年）に変更はなく、告示に定める周辺監視区域外の線量限度を十分に下回る。

以 上